

平成30年度ふじのくにNPO活動センター等運営業務受託者募集に関する質問への回答

番号	質問	回答
1	(募集要項6(1) スケジュール) 応募書類に不足や不備があった場合はいつまでなら追加・修正が可能か。	応募書類の受付期間中(2月23日～3月1日)であれば追加・修正が可能です。
2	(募集要項6(4) 応募手続) 欠格事項のうち税の滞納処分に係る確認資料として、市税の分も納税証明書が必要か。	納税証明書は国税分、県税分について提出してください。市税分は不要です。
3	(募集要項6(4) 応募手続) 税の滞納処分を受けていないことの証明はどの期間分必要か。	平成30年2月14日以降の証明日から過去3年間について証明を取ってください。
4	(委託仕様書案 第5業務の内容(総合拠点、東部拠点共通)) NPO事例調査に記載された情報更新とはどのような内容か。	今年度、ふじのくにNPO活動センター等の業務の一つとして、地域課題に取り組むNPOの事例調査を実施し、事例集として公表する予定です。30年度は、今年度収集した事例について、決算数字を直近のものとする、事業内容等に変更がないか確認するといった作業を行い、事例集のデータを更新します。なお、情報の更新は対象団体へメール等で照会・確認依頼を行う形で可としますが、新規の事例の収集については原則、対面ヒアリングを行い、十分な情報収集や団体の強み・課題等の客観的な整理に努めてください。
5	(委託仕様書案 第5業務の内容(総合拠点、東部拠点共通)) NPO事例調査について、調査結果の印刷物(冊子)の作成が必要か。	平成30年度分の調査結果(新規・更新)はデータでの公開のみとなり、冊子等印刷物の作成は行いません。
6	(委託仕様書案 第5業務の内容(総合拠点、東部拠点共通)) 市町センター未設置地域等のNPO活動の支援について、センター設置の市町のNPO等から相談があった場合は基本的に市町センターの紹介を優先するということでよいか。	NPO等の相談業務については、「市町センター未設置地域等のNPO活動の支援」の業務区分に位置づけていますが、市町のセンターが設置されていても相談員が配置されていない、相談内容が市町センターでの対応が困難な専門的なものであるといった事態が想定されます(そのような意味で市町センター未設置地域等としています。)よって、相談者の所在地の市町のセンター設置の有無にかかわらず、まずは相談のあった事項の解決を最優先としてください。その上で、相談の内容や相談者の今後のフォロー等の面で、市町センターと連携して

		対応する、市町センターへ相談を引継ぐ等がよいと思われる場合は、相談者の了解を得た上でそのように対応してください。
7	<p>(委託仕様書案 第5業務の内容(総合拠点、東部拠点共通))</p> <p>認定等取得の推進の業務について、認定等取得を目指す法人の掘り起こしと個別コンサルティングを合わせた基準値が示されているがどのような意味か。</p>	<p>個別コンサルティングは、平成32年度までに認定・特例認定の取得を目指す法人を対象に、要件達成に向けた課題解決や申請書類の作成の支援を行うものです。これに対し、認定等の取得を目指す法人の掘り起こしは、今後認定等の取得を具体的に検討していく段階の法人に対し、取得に向けた計画の策定を支援するものです。前者はコンサルティングの実施法人数、後者は申請目標時期、選択する基準、申請に向けた課題とその対応時期などを整理した取得計画を策定した法人数を実績としてカウントし、両方を合わせて基準値を達成するようにしてください。なお、コンサルティングの開始時期については年度の後半にずれ込まないように留意し、コンサルティングの対象確保が難しい場合は、掘り起こしの方を重点的に行ってください。</p>
8	<p>(委託仕様書案 第5業務の内容(総合拠点))</p> <p>若者への協働・NPO活動の普及啓発の業務に記載された公益社団法人ふじのくに・大学コンソーシアムと連携した事業とはどのようなものか。連携のあり方(企画立案、費用の持分、役割分担等)について制限はあるか。</p>	<p>今年度、静岡県では公益社団法人ふじのくに・大学コンソーシアムと連携し、コンソーシアムが開催する「ふじのくに地域・大学フォーラム」の中で、協働やNPO活動を実践している若手のイノベーターにお集まりいただき、パネルディスカッションや学生との交流を図る事業を実施しました。具体的な企画内容、費用負担、役割分担等は受託後にコンソーシアムとの調整を行っていただく必要がありますが、今年度の事業の趣旨を引き継ぐ形で、現段階でのアイデアを提案してください。</p>
9	<p>(委託仕様書案 第5業務の内容(総合拠点))</p> <p>中間支援の人材育成の業務に記載された「参加型評価」についてはまだその手法が確立されていない中、どのような形で業務に取り入れればよいのか。</p>	<p>「参加型評価」については、外部の専門家等による一方的な評価ではなく、事業活動の当事者間で事業の成果や課題を評価するという基本的な考え方が、NPOの活動の質や中間支援業務の実施効果を高めるために有効と考えます。委託業務では、厳密な評価方法の実践にこだわることなく、柔軟にその考え方、エッセンスを取り入れてください。集合研修では、研修テーマの一つとして、参加型評価をめぐる最近の動</p>

		<p>向やNPOがこの手法を自身の活動の質を高めるために活用できる可能性など、ノウハウ・情報の提供を行ってください。また、OJT研修においては、研修実施計画の進捗や達成度を当事者間で振り返りを行うことで、研修の実施効果を高める取り組みを具体的に検討し、提案してください。市町のセンターの状況は一律でないことを踏まえ、実施の範囲や回数等については特に制限はありません。</p>
10	<p>（委託仕様書案 第7委託料・経費負担・備品の管理等（総合拠点、東部拠点共通）） 委託料の経費としてインターネット回線使用料が除かれているが、業務の実施に必要な経費ではないか。</p>	<p>委託仕様書案 第7の2に記載のとおり、インターネット回線使用料は県が直接負担する経費であるため、委託料の対象経費から除いています。</p>